米国連邦商標登録制度、依然として大麻産業と対立

筆者：キーリン・ハーガドン（Keelin A. Hargadon）

2018 年度改正農業法（Farm Bill）の制定以来、大麻関連商標の米国連邦登録がより容易になりましたが、全国的に完全な大麻合法化が実現するまで、大麻産業は連邦登録において多くの障害に直面し続けるでしょう。

米国における連邦商標登録及び維持には、対象商標の州際通商（interstate commerce）が必要です。更に、商標所有者は、米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office, USPTO）に承認を得るために周期的に商標の当該使用証拠を提出しなければなりません。ところが、商標に関連付けられた商品及び役務が連邦レベルで違法である場合、これらの要件は形の定まっていないものになってしまいます。

現在、大麻は、連邦法上では違法ですが、アラスカ州、アリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、イリノイ州、メイン州、マサチューセッツ州、ミシガン州、モンタナ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、オレゴン州、バーモント州、バージニア州、ワシントン州、及びウィスコンシン州、並びにワシントン D. C.（コロンビア特別区）では合法です。米国全土にわたる大麻産業の急速な拡張と、大麻合法性に対する州法及び連邦法間の不一致とが相まって、連邦商標登録制度をうまく利用しようとする大麻ビジネスにとっては「悪夢のような不条理な法律」という状況が齎されています。商標審査便覧（Trademark Manual of Examining Procedure）によれば、米国商標法[1]に基づく連邦登録のための基礎である米国での取引における商標使用は連邦法では*合法的なもの*でなければならないことが要件となっているから、登録問

[1] TMEP § 907.

題が起きています。従って、大麻は米国連邦政府により規制物質法（Controlled Substances Act, CSA）に規定される制御物質に分類されるので、大麻関連の商品及び役務の商標は、連邦商標登録対象となりませんでした。

より自由に大麻製品を栽培・製造するという米国市民からの需要が高まることに応じ、連邦政府は、2018 年度改正農業法を介し、合法性、それゆえに登録性に関する規則を若干緩和しました。2018 年度改正農業法により、規制物質法（CSA）が、「栽培品かを問わず、乾燥重量ベースで濃度が 0.3%以下のデルタ-9-テトラヒドロカンナビノール（THC）を含有する植物カンナビス・サティバ（Cannabis sativa L.）、その種及びその全ての派生物、抽出物、カンナビノイド、異性体、酸、塩類、並びに異性体の塩類を含み、当該植物の任意の部分」と定義された特定の大麻製品を対象から除外するように改正されました [2]。それにより、商品／役務に「、、、上記を含有する CBD（カンナビジオール）は全て完全に乾燥重量ベースで濃度が 0.3%以下のデルタ-9-テトラヒドロカンナビノール（THC）を含有するヘンプに由来する」という文言が記載される限り、当該大麻関連製品の連邦登録は現在、認められるようになりました。

2018 年度改正農業法の制定以降に出願された商標出願に関し、改正法は幾分、分かりやすくなりました。出願日が 2018 年度改正農業法制定前の大麻製品を含んだ商品及び役務の関連出願の登録は、違法な使用であることから、又は CSA に基づく合法な善意の商業的使用ではないことから、拒否されることとなります。これは、そのような 2018 年以前の出願は出願当初、商品／役務の違法な性質で登録を支持する有効な基礎を有しなかったからです。しかしながら、商標審査官は、オフィスアクションにおいて、違法性による拒絶を解消するために、出願日、出願基礎及び特定の排他的な文言を補正するという選択肢をこれらの出願人に与えるはずです。

[2] 2018 Farm Bill Section 297A.

上記の規則及び要件はそれほど複雑ではないかのように、連邦商標登録を望む大麻企業には更に別の難点が存在しています。特定の商品／役務は今、CSA の規定により合法になったとはいえ、これらの製品にはなお、連邦食品・医薬品・化粧品法（Federal Food Drug and Cosmetic Act, FDCA）に基づき、使用の合法性に関する問題が取り上げられています。つまり、米国食品医薬品局（Food and Drug Administration, FDA）の承認を得ていない食品又は臨床試験中の薬や物質による栄養補助食品における使用は、FDCA の規定に違反することになります[3]。2018 年度改正農業法は、大麻又は大麻に由来する成分を含有する製品を FDCA に基づいて規制するという FDA の権限をはっきりと保持しています。従って、合法な大麻製品を含有する食品、飲料、栄養補助食品又はペット用食品用商標の登録は、FDCA に基づいて違法であることから、依然として拒絶されます。

最後に、2018 年度改正農業法の規定によれば合法である大麻の栽培又は生産に関する役務を記載する出願について、商標審査官から出願人の大麻製品を製造する権限に関する質問も出されます。これらの質問への応答に、出願人は自身の活動が 2018 年度改正農業法に規定されるヘンプの製品に関する要件を満たしていることを確認するための追加陳述及び証拠を提出しなければなりません。2018 年度改正農業法によると、ヘンプ生産は、米国農務省（U.S. Department of Agriculture, USDA）により承認されたヘンプの商業的生産に関する計画に従い、ライセンス又は州、準州或いは部族政府の管轄が必要です。それにより、このカテゴリに該当する出願人は、出願する前に、自身の生産ビジネスが USDA により承認されたこと、又はそのガイドラインの規定に準拠していることを確実にしておくべきです。

結論として、完全な大麻合法化が連邦政府レベルで実現するまで、おそらく、大麻産業は依然として連邦商標登録において多くの障害に直面することとなりま

[3] 21 U.S.C. §331(ll) によれば、FDCA の意義の範囲内で栄養補助食品は食品と見なされる。

す。その間に、大麻企業は、可能な州登録制度をうまく利用することができます。それはともかく、連邦登録への経路は決心した大麻関連出願人に利用可能です。そして、最近の展開から見ると、連邦政府は大麻産業に友好的なようです。更に、少なくとも３つの包括的な連邦大麻改革法案（うちの１つは大麻ビジネスに関するバンキング及び他の金融制限の廃除を目指している）が現在、米国議会の今会期で審議中です。